

議案第46号

あきる野市特別職の職員の給料の特例に関する条例

上記の議案を提出する。

令和2年4月23日

提出者 あきる野市長 村 木 英 幸

提案理由

介護保険料の特別徴収の取扱いに関し、適正とし難い事務処理の管理・監督責任を明らかにするため、市長及び副市長の給料月額を減額する規定を整備する必要がある。

あきる野市特別職の職員の給料の特例に関する条例

市長及び副市長の令和2年5月1日から同月31日までの間における給料の月額は、あきる野市特別職の職員の給与に関する条例（平成7年あきる野市条例第27号）第2条第1項の規定にかかわらず、同条例別表に掲げる給料月額から、その月額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年5月1日から施行する。

（この条例の失効）

- 2 この条例は、令和2年5月31日限り、その効力を失う。